

2024年11月8日

2024年10月24日付 公開質問状の回答について

清水総合開発株式会社

1 「搬出済みコンクリートがら」について

1-1. 搬出済みコンクリートがらは、産業廃棄物か？

上屋は木造住宅であり、基礎に関するコンクリートがらはまだ搬出していません。
(燈籠等の解体材は産業廃棄物として搬出しております)。

1-2. 搬出済みコンクリートがらが産業廃棄物であるとすれば、その排出事業者は誰か？

排出事業者は解体業務を委託している株式会社ビルナックスです。
ただし、基礎に関するコンクリートがらはまだ搬出していません。

1-3. 搬出済みコンクリートがらは、誰によってどこに搬出されたのか？

搬出済みコンクリートがら はございません。

(燈籠等の解体材は産業廃棄物として搬出しました)。

前回着工から中断までに出たがれき、木くず その他の産業廃棄物は、先日の説明会時に掲示させていただいたマニフェスト伝票管理一覧表の通り正規に品目別に搬出しております。

2 「残存コンクリートがら 及び コンクリート土台」について

2-1. 残存コンクリートがら 及び コンクリート土台は廃棄物か？

解体前のコンクリート基礎は残存工作物なので廃棄物ではありません。
工事再開後、残存工作物（基礎）を解体の上、廃棄物として搬出します。

2-1. 廃棄物であるとすれば産業廃棄物か一般廃棄物か？

解体前のコンクリート基礎は、残存工作物なので廃棄物ではありません。
工事再開後、残存工作物（基礎）を解体の上、産業廃棄物として搬出します。

2-1. 廃棄物でないとすれば、誰の所有物か？

所有者は、清水総合開発株式会社、他1社の所有物です。

2-2. 残存コンクリートがら 及び コンクリート土台が廃棄物であるとすれば、処分場でない土地に

「廃棄物の保管基準」を満たさずに放置されている現状は「不法投棄」にあたるのではないかと
現在、解体工事は一時中断されている状況にありますが、一時中断の理由は、次の通りです。

- ① 樹木の伐採について近隣の皆様との協議が開始され、開始当初の段階では「樹木の存置」の可能性もゼロでなかったこと。
- ② そのような状況下で基礎部分の解体工事の過程で樹木に対して悪影響を及ぼす可能性を配

慮していたこと。

- ③ もし樹木存置の結論となれば、解体工事の工法も樹木の根に影響の無いよう変更する必要があったこと。
- ④ 解体時に樹木が万が一にでも倒木したら大変なことになるので、伐採する方針であれば、それを先行（並行）し、そうでないなら、補強してからの解体という手順になることから、技術的にも実務的にも基礎解体を中断せず独立して行うことは、必ずしも適切と思われなかったこと。

また、この間、当方による時季を変えての樹木診断及び近隣住民の方々による試験などが逐次行われてきたところですから、これらに必要な合理的な期間であったと考えております。

従って、この1年間の状態は、一連の解体工事が合理的な理由により「中断」されていたにすぎないのであって、基礎部分について撤去の意思を放棄し、「放置した」わけではございません。

今後、解体工事を再開させていただいた後は、残存工作物（基礎）を解体の上、廃棄物として搬出しますので不法投棄にはあたらないと考えております。

尚、今後の解体工事は、引き続き同一の解体業者を予定しております。

- 2-3. 残存コンクリートがら及びコンクリート土台は、なぜ昨年の解体工事の工事期間(2023年7月3日～2023年10月31日)を超えて旧市川氏邸に残存しているのか？
残存させられる根拠は何か？
ケヤキを守る会の皆様より解体工事説明会開催の要望及び樹木伐採中止の申し入れがあったため、解体工事を中断し工作物（基礎）が残存しています。

3 「新たな解体工事」について

- 3-1. 「解体工事」とは「建築物等(=有価物)を解体する工事」のことであるから、コンクリート土台が廃棄物であるならば、それを解体することは「解体工事」としては行えないのではないかと？
解体前のコンクリート基礎は残存工作物なので廃棄物ではありません。工事再開後、残存工作物（基礎）を解体の上、廃棄物として搬出します。
- 3-2. コンクリート土台が廃棄物であるならば、その破砕をなぜ解体業者が行えるのか？
解体前のコンクリート基礎は、残存工作物なので廃棄物ではありません。よって工作物の解体（破砕含む）は委託している株式会社ビルナックスにて行います。
- 3-3. コンクリート土台が廃棄物であるならば、飛散・流出防止対策など、廃棄物処理法に定められた処理基準に従って廃棄物処理業者が廃棄物処理施設で破砕しなければならないのではないかと？

解体前のコンクリート基礎は、残存工作物なので廃棄物ではありません。

よって解体業務を委託している株式会社ビルナックスにて工事再開後残存工作物（基礎）を解体の上、廃棄物として搬出します。

4 「残存樹木の伐採」について

4-1. 「解体工事」とは「建築物等(=有価物)を解体する工事」のことであるから、解体工事業者が解体工事によって「樹木の伐採」を行うことはできないのではないかと？

当該敷地内を更地化する行為等、仮囲いの内側の工事は、解体工事の範疇になります。よって解体工事において樹木の伐採伐根を行います。

なお、杉並区より行政手続き上の樹木伐採の取扱いについては以下の見解をいただいております。「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱は、あくまで建築物等に対して指導するものであり、樹木伐採は含まれない。解体工事をする中で樹木を伐採することはあると思うが、樹木伐採に関して指導要綱等があるわけではないので所有者の判断で実施してもらって構わない。」（環境部 環境課 公害対策係）

4-2. 杉並区みどりの条例第9条に基づいて、現存樹木(ご神木けやき以外の樹木も含む)を伐採する前に、どのような現存樹木保全の努力をするのか？

現存樹木保全の努力として約1年樹木保全の検討を行って参りました。その中で現存樹木の状態を樹木医により診断し、移植に耐えうるとされた3本(モッコク、カリン、モチノキ)については移植を行う予定です。また、新築工事では新たな植栽を行う予定としています。

4-3. 現存樹木保全の努力として、東京都「令和3年度街路樹診断等マニュアル」において総合判定B1やB2の樹木について必要とされている「各種の適切な処置」や「長期あるいは短期周期の観察」を実施しないのか？

それらの保全努力を一切実施することなく現存樹木を伐採するとすれば、どうして「やむを得ず伐採」(みどりの条例第9条)するといえるのか？

現存樹木保全の努力として約1年樹木保全の検討を行って参りました。

また腐朽の状態が深刻であり、樹木上部の枝葉のボリュームと根元部の腐朽進行を考えたときに、根元への樹木の自重負担を軽減するため、上部の成長抑制と根元部の成長促進を同時進行させる必要があります。これには長期にわたり非常に高度な管理が必要とされ、これを行ったとしても改善するかどうかは不透明、さらに管理期間に倒木防止策を行っていたとしても倒木による被害の可能性は0とは言えないとの樹木医からの見解がございました。つきましては近隣の方や前面道路を通行される方などの身体、生命、財産の安全確保を優先すべきとの結論に至り「やむを得ず伐採」と判断しております。

以上